

第33回長崎家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

令和4年11月14日(月)午後1時30分から午後3時00分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員(五十音順、敬称略)

片山隆夫(委員長)、平 浩介、田中幸実、玉島健二、中島三博、中村尚志、花川 哲、
濱田 剛、藤田成裕、吉岡 透

(2) 事務担当者

古賀事務局長、佐藤首席家裁調査官、乙須首席書記官、浦添総務課長、安部主任家裁
調査官、検見崎総務課課長補佐(庶務)

4 議事

(1) 開会

(2) 新任委員の紹介(田中委員、花川委員、中村委員、濱田委員、片山委員)

(3) 委員の自己紹介

(4) 委員長の選任

互選により、片山委員を委員長として選任した。

(5) 委員長代理の指名

吉岡委員を委員長代理として指名した。

(6) 協議

「面会交流の円滑な実施に向けた取組について」
意見等の要旨は別紙のとおり

(7) 次回の予定

ア テーマ

「家庭裁判所における法教育について」

イ 日程

令和5年6月20日(火)午後1時30分から(第1候補日)

令和5年6月27日(火)午後1時30分から(第2候補日)

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(8) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、 :委員長、 :委員、 :事務担当者等で略記する。)

テーマ「面会交流の円滑な実施に向けた取組について」

第1 説明

面会交流の円滑な実施に向けた取組について、安部主任家裁調査官から説明スライドを基に説明した。

なお、説明の中で最高裁判所のウェブサイトで公開されている情報提供用動画を視聴していただいた。

第2 意見等

面会交流の方法として電話による面会交流もあるということだったが、具体的に電話をする時間だったり条件を付けたりしているものなのか。

調停で、例えば「電話による面会を認める」と方法のみを取り決めたり、さらに、時間や通信料の負担などといったところまで決めるような事案もあり、ケースバイケースである。

調停制度が日本で行われてから今年で100年に当たる。調停というのは話し合いによって紛争を解決する手段であり、日本では民事調停は簡易裁判所で、家事調停は家庭裁判所で行なわれている。調停は調停委員会が行うものであり、裁判官1人と調停委員2人の3人で調停委員会を組織し、当事者から話を伺って話し合いによって解決策をまとめていく制度である。

情報提供用動画は、調停を始めるに当たって最初の方で見てもらうものなのか。

裁判所の調停期日の中で見てもらうこともあるし、第1回の調停が始まるまでに最高裁のHPにアクセスして、事前に見てもらう取扱いもしている。

動画の中では、父母がすごく冷静に話をしていた場面があった。実際、うまくいかないケースというのは、おそらくどちらが感情的になったり、若しくは暴力的であったりとか、そういったケースの方が多いと思ったので、動画の中でも少しそういった表現があってもよかったのかなと思う。

県内の面会交流の件数が120～160位の幅があるということであったが、この中で実際にスムーズにいったのが何%あるのか。

調停での成立率(解決率)については、令和3年の司法統計によると長崎管内全体で面会交流が含まれる子の監護事件は、調停成立が56%、そのほかに調停に代わる審判で異議がなく確定したものが8%、調停の取下げで終わったものが17%、審判で認容されたものが2%、審判で却下されたもの5%であり、概ね6割から7割が調停で成立しており、取下げも含めると8割弱が調停手続で終わっているということになる。

NHKのテレビで30年弱位前の朝ドラが放映されていた。ドラマでの母とのやり取りの中で「あなたが週に1回子供に会わせるといったから私は手放した。どうしてくれるんだ。」「絶対会わせると言ったじゃないか。」というようなやり取りがあったが、夫と妻の立場からすると、なかなか冷静になれず感情に走って言っているというところを子供の立場で穏やかに立場を変えて話し合いができるようなアドバイスがあった方が良いのではないか。

裁判所においても、一つの工夫例として動画視聴を調停の導入部分で実施する、あるいは家事調停委員がよく話を聞いて説得をし、当事者の立場に立って妥協点を見出そうと努力している。家裁調査官が心理的な面、あるいは夫婦関係調整について専門的な知見を背景に調停委員会にアドバイスをしているなど、いろんな工夫や努力はしている。委員からのご指摘は、そのほかにまとめる何か当事者の感情を和やかにするための工夫があれば紹介して欲しいという趣旨と伺ったが、裁判官、家裁調査官の立場からお話しいただきたい。

仮に調停がまとまらなければ、審判という手続に移行することになる。審判は話し合いというフェーズではなく、裁判所が判断して決めることになる。その時にどういう取決めになるのか見通しをお伝えすることが難しい事柄である。そういった審判ということになりそうであれば、他人から決められるよりも当事者で決めた方が良いのではないかといった働き掛けをするというのが、裁判官の立場として考えられる。なかなかそうはいつでも感情的になっていることもあるので、そう簡単に説得できるケースは多くないので難しいところである。

家裁調査官は、父母又は子と面接をしたり、話を聞いたりする役割になる。難しいことではあるが、一つは調査面接の中で、例えば父母がけんかをしてどちらかが警察に通報して警察が来たような場面の時に、子供はどこにいたか、どんな様子であったかというような話を問いかけたり、聞いたりする中で、子供にはどんな風に見えていたかを気づいてもらっている。あるいは、面会交流をどうするか決める時に、子供が一定の年齢であれば子供の意向や気持ちを聞くこともある。その内容を父母に伝え、子供はこういう風に父母の争いを見ていること、そういう中で一緒に暮らしていない親とどういう関わり合いを持ちたいとか、自分はどういう生活をしたいとかいう子供の話を調停や調査の中で取り上げ、親としての心情に働き掛け、子供のためにこうしたいというところを出してもらえるような工夫を行っている。当然、調査の中だけでできることではないので、調停の中で調停委員からも調査結果を踏まえて話もする。裁判官からも審判になればこうなる、親としてそれでよいかというところを踏まえてみんなで説得をするということが多いと思う。

調停の代理人になられる弁護士の立場から、裁判所側の工夫例についてご意見、ご感想を伺いたい。

弁護士、代理人という立場でお話しすると、先ほどの裁判所の説明用動画の内容

を否定するものではないが、夫婦間で感情的な対立がなければ、なるほどと理解いただけると思うが、夫婦間で感情的な対立が激しい事案になると動画をみて内容は分かるが、やはり夫とは会わせたくないという方が多いと思う。実際には、裁判官や調停委員、代理人からも説得して調停自体は成立することはあるが、調停が成立した後に継続的に実施できるかというところが難しいと思う。調停後にいかに円滑に継続的に面会交流を履行していくかが問題であると思う。

動画を見て、理性的に夫婦間の関係と子供の育成を区別して考えていただけるかということについては、委員がご指摘のとおり裁判所側も思うところはあるが、最初の出だしとしては落ち着いて考えてもらうきっかけ作りにはなると考えている。ただ、履行の面ではなかなか難しい。日本の裁判では、金銭については判決しても任意で払ってくれなければ強制執行ということになるが、子供の場合は強制執行に馴染まない。そうなる間接強制ということになるが、その経験はあるか。

やはり何件かはある。間接強制ということをするとは別居親から、子と同居している親に対して、面会交流を履行しなかった場合には、例えば1回につき3万円支払えという命令を出して履行を促すということになるという建付けになるが、結局そういうことでは人の心は動かない。実際に命じてもお金を払うだけで本当の目的である面会交流が実施されることは少ないと聞いている。

医師の立場からはどのように考えられるか。

面会交流の履行後、子に対するフォローアップというかメンタルケアなども行っているのか。

裁判所はあくまで調停が成立するあるいは審判を行うまでが仕事である。その後の子のメンタルケアをやりたいと思っているが、裁判所の手から離れているところがある。裁判所の役割というよりも行政、民間の力を借りながらということになる。

長崎は、解決率が高いということであるが、高い理由（秘訣）というのは何かあるのか。

実感的ではあるが、長崎の県民性が温和な方が多い、裁判所で子の話し合いに応じてくれる方が多い。また、調停委員に対する研修、スキルアップの機会をたくさん設けており、調停委員もそれに励んでいただいているということが、成立率が高い理由かと思われる。

全国平均の成立率は50%前後だと思う。その中で60%程度の成立率は高い。また、調停委員が熱心である。家裁調査官は調停委員会からの調査依頼によって調査することになるが、その点から何かあるか。

面会交流事件は家裁調査官が関わる割合が高く、全国統計からみても面会交流事件のうちで77%は調査命令が出されている。7割から8割は家裁調査官が関与しているということになる。面会交流に専門的な知見を持った家裁調査官が関わった方がうまくいくことも多い。

虐待、DVがあった場合の夫婦間で、離婚後の面会交流は、取決めがなされるのか。

別居親から子に対する虐待があれば、現状のままで別居親に子に合わせると逆に子の福祉を害してしまうことになりかねないため、裁判所側から積極的に合わせるという方向では働き掛けはしない。

そういう事例では、審判になっても面会交流を認めないということになるのか。多くはそうなる。

(以上)